

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	奨学のための給付金給付事務に係る特定個人情報保護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県教育委員会は、奨学のための給付金給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森県教育委員会

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	奨学のための給付金給付事務
②事務の概要	<p>高等学校就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する下記の事務。</p> <p>国公立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対し、奨学のための給付金を給付する事務。</p> <p>奨学のための給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。</p>
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
奨学のための給付金給付関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項、準法定事務主務省令の表8の項・番号法第9条第2項・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第1の10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項・番号法第19条第9号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則 第2条・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条1項 別表第1の10の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁学校施設課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	青森県教育庁学校施設課 青森県青森市長島一丁目1-1 017-734-9873

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

青森県教育庁学校施設課 青森県青森市長島一丁目1-1 017-734-9873

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者から特定個人情報の提供を受け、その上で記載された特定個人情報の真正性確認を行っているため。 申請者から特定個人情報が得られない場合のみに行うネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としているため。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報の取扱いを当該事務担当者のみ限定しているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第1の6の項	・番号法第9条第2項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第1の6の項	事後	定期見直しによる修正
平成28年8月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1号 別表第1の6の項	・番号法第19条第14号(改正番号法第19条第8号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報提供に関する規則 第2条 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条1項 別表第1の6の項	事後	定期見直しによる修正
平成28年8月18日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 勝野 義彦	参事 勝野 義彦	事後	定期見直しによる修正
平成29年8月4日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	参事 勝野 義彦	参事 児玉 政光	事後	定期見直しによる修正
平成30年11月6日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	参事 児玉 政光	課長	事後	定期見直しによる修正
平成30年11月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第1の6の項	・番号法第9条第2項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第1の10の項	事後	修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第14号(改正番号法第19条第8号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 第2条 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条1項 別表第1の6の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第14号(改正番号法第19条第8号) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 第2条 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条1項 別表第1の10の項 	事後	修正
令和1年6月25日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	青森県教育庁学校施設課 青森県青森市新町二丁目3-1 017-734-9873	青森県教育庁学校施設課 青森県青森市長島一丁目1-1 017-734-9873	事後	定期見直しによる修正
令和1年6月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	青森県教育庁学校施設課 青森県青森市新町二丁目3-1 017-734-9873	青森県教育庁学校施設課 青森県青森市長島一丁目1-1 017-734-9873	事後	定期見直しによる修正
令和1年6月25日	IV リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和1年12月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人員	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	再評価実施による修正
令和1年12月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人員の時点 2. 取扱者数の時点	平成27年7月1日	令和元年11月1日	事前	再評価実施による修正
令和3年9月8日	I 関連情報-4. 情報ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	定期見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月15日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務－②事務の概要	<p>国公立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対し、奨学のための給付金を給付する事務。</p> <p>奨学のための給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。</p>	<p>高等学校就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する下記の事務。</p> <p>国公立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるようにするため、当該高校生等の保護者等に対し、奨学のための給付金を給付する事務。</p> <p>奨学のための給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。</p>	事前	再評価実施による修正
令和7年1月15日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第1の10の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、準法定事務主務省令の表8の項 ・番号法第9条第2項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項 別表第1の10の項 	事前	再評価実施による修正
令和7年1月15日	I 関連情報－4. 情報ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則 第2条 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条1項 別表第1の10の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則 第2条 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条1項 別表第1の10の項 	事前	再評価実施による修正
令和7年1月15日	IV リスク対策	なし	(新規項目)	事後	再評価実施による修正
令和7年1月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人員の時点 2. 取扱者数の時点	令和元年11月1日	令和6年12月10日	事後	再評価実施による修正